答 弁 第 八 号 平成二十五年十月二十五日受領

内閣衆質一八五第八号

平成二十五年十月二十五日

内閣総理大臣 安 倍 晋 三

衆 議 院 議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員照屋寛徳君提出MV22オスプレイを使用した日米共同訓練と日米地位協定に関する質問に対

別紙答弁書を送付する。

衆議院議員照屋寛徳君提出MV22オスプレイを使用した日米共同訓練と日米地位協定に関する質問

に対する答弁書

一について

月十六日 米海兵隊との実動訓 面隊の隊員四百二十九名及び米海兵隊第三海兵機動展開部隊の隊員八十六名が参加したところであり、 ることを目的として、 る米海兵隊との実動訓練」である。 本年十月八日から十八日までの間に今津饗庭野中演習場において実施された訓練の名称は の訓練に二機の垂直離着陸機MV二二オスプレイ(以下「MV二二」という。)が使用された。 練」には、 射擊、 市街地戦闘、 訓練を実施する要員と訓練を管理する要員を合わせ、 同訓練においては、 部隊の輸送等に関する訓練を実施した。 陸上自衛隊と米海兵隊との相互運用性の向上を図 また、 陸上自衛隊の中部方 「国内における 「国内におけ 同

に係る経費を負担していることから、 の予算額については承知していない。 「国内における米海兵隊との実動訓練」 お尋ねのような「日米の負担割合」を事前に設定しているものでは 同訓練の実施に必要な経費については、日米両国が各々の訓練実施 の実施に係る我が国の予算額は約六千八百万円であるが、 米側

ない。

衛隊 衛隊の航空総隊及び航空システム通信隊の隊員約百名並びに自衛隊指揮通信システム隊の隊員約十名並び 隊の自衛 する要員と訓練を管理する要員を合わせ、 に米海兵隊第三海兵機動展開部隊の隊員約二十名が参加し、 力の維持 て実動における実効性を検証するとともに、 表した訓 の物資等の輸送に関する訓練を実施するものである。 防衛省が、 の活動 艦隊、 ・向上を図ることを目的として、津波被害を想定した、 練の名称は (主に指揮所活動) 中国、 呉地· 方隊、 四国及び九州地域並びにそれらの周辺海空域において同月二十五日に実施される旨公 「日米共同統合防災訓 教育航空集団、 を図上で演練した平成二十五年度自衛隊統合防災演習における成果につい システム通信隊群及び自衛隊呉病院の隊員約二百十名、 陸上自衛隊の中部方面隊及び通信団の隊員約二百名、 練 自衛隊と在日米軍等との連携要領の確立及び震災への対処能 である。 また、 同訓練 二機のMV二二が使用されるものである。 は、 「日米共同統合防災訓練」 海上捜索・救難、 南海トラフ巨大地震発生時における自 患者搬送及び孤立地域 は、 訓練を実施 海上自衛 航空自

ことは困難であり、 育訓練費、 同訓練の実施のための経費は、 燃料費等の中から支出することとしており、 また、 米側の予算額については承知していない。 自衛隊を恒常的に維持し、 同訓練の実施に係る予算額を抽出して申し上げる 訓練していくための経費として計上された教 同訓練の実施に必要な経費について

は、 日米両国が各々の訓練実施に係る経費を負担していることから、 お尋ねのような 「日米の負担割合」

を事前に設定しているものではない。

二について

関し、 協定 び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定 定中に、 お尋ねについては、 という。) 日米地位協定第二十五条1の規定に基づき設置された合同委員会を通じて日米両政府が締結する協 合衆国軍 第二条4(b) 隊が当該施設及び区域を使用している期間中に適用される日米地位協定の規定の範囲に 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及 の規定に基づき合衆国軍隊が一定の期間を限って使用すべき施設及び区域に (昭和三十五年条約第七号。 以下「日米地位

三及び四について

ついて定めることを指すものである。

国内における米海兵隊との実動訓練」 46の規定の適用のある施設及び区域として米側に提供することが必要と判断したことから、 を実施するに当たり、 今津饗庭野中演習場の建物を日米地位協 御

指摘 の平成二十五年防衛省告示第百八十六号において、 提供が決定された旨を告示しており、 一方、 日

米共同統合防災訓練」 においては、このような提供の必要がないと判断したことから、 同様の告示を行っ

ていないものである。

国内における米海兵隊との実動訓練」 において同条4㎏の規定の適用のある施設及び区域として米側

に提供された施設及び区域については、 日米間で同訓練における演習場の使用の在り方を踏まえ調整し管

理したが、基本的には自衛隊が管理していたものである。

五及び六について

日米地位協定第二条4回の規定の適用のある施設及び区域として合衆国軍隊が使用を許される期間及び

当該使用期間における当該施設及び区域の管理の在り方については、 個々の施設及び区域の態様、 使用の

在 り方等に応じて様々であり、 一概にお答えすることは困難である。

七について

日米両政府は、平成二十四年九月十九日の「日本国における新たな航空機(MV-22) に関する日米合

同委員会合意」において、 日本国内の沖縄以外の場所でMV二二の飛行訓練を行う可能性を検討すること

としたほか、本年十月三日付けの日米安全保障協議委員会の共同発表において、 「特有の能力を備えたM

用への参加 V-22オスプレイの沖縄における駐留及び訓練の時間を削減する、 等の機会を活用することを決定した旨発表したところである。こうした取組の中で、 日本本土及び地域における様々な運

国内における米海兵隊との実動訓練」 においてMV二二を使用した訓練が行われたことは、 沖縄 の負担

軽減に資するものであると考えている。 また、 「国内における米海兵隊との実動訓練」においてMV二二

を使用した訓練が安全に行われたことにより、改めてMV二二の安全性等が示されたと考えている。

政府としては、引き続き沖縄の負担軽減に取り組んでいくとともに、 地元の皆様に丁寧に説明すること

でMV二二の配備について地元の皆様の理解を得ていきたいと考えている。